

山梨県公報

号外第二十一号

令和七年

六月十三日

金 曜 日

目 次

- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十四号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の部中「職務」を「及び職務」に、「及び週休日」を「勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日」に、「振替に係るもの」を「振替に関すること。」に改める。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

山梨県規則第三十五号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「拘留されている場合」の下に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十六号

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

山梨県土地改良法施行細則(昭和四十八年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同条中第二十三号を第二十九号とし、第十七号から第二十二号までを六号ずつ繰り下げ、第十六号を第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十一 法第八十三条の二第二項の規定による申請 所屬土地改良区の合併に伴う解散認可申請書(第十六号様式の二)

二十二 法第八十三条の二第三項の規定による申請 所屬土地改良区の合併に伴う承継認可申請書(第十六号様式の三)

第二条中第十五号を第十九号とし、第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号の次に次の四号を加える。

十三 法第五十七条の九第一項の規定による申請 情報通信環境整備事業施行認可申請書(第十二号様式の一)

十四 法第五十七条の十の規定による申請 情報通信環境整備事業計画変更認可申請書(第十二号様式の一)

十五 法第五十七条の十一第一項の規定による申請 連携管理保全事業施行認可申請書(第十二号様式の一)

十六 法第五十七条の十三の規定による申請 連携管理保全事業計画変更認可申請書(第十二号様式の一)

第十四号様式中「第18号様式17」を「第18号様式18」に改める。

第十二号様式の次に次の四様式を加える。

第十四号様式中「第18号様式17」を「第18号様式18」に改める。

第十二号様式の次に次の四様式を加える。

第十四号様式中「第18号様式17」を「第18号様式18」に改める。

第十二号様式の次に次の四様式を加える。

第十四号様式中「第18号様式17」を「第18号様式18」に改める。

第十二号様式の次に次の四様式を加える。

第十四号様式中「第18号様式17」を「第18号様式18」に改める。

第十二号様式の次に次の四様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
土地改良区
理事長 氏名 印

情報通信環境整備事業施行認可申請書

情報通信環境整備事業を施行したいので認可されたく、土地改良法第57条の9第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 情報通信環境整備事業計画書
- 2 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
- 3 土地改良法第57条の9第1項の議決に係る総会の議事録の謄本
- 4 土地改良法第57条の9第2項において準用する同法第57条の4第3項の協議が調つたことを証する書面
- 5 当該情報通信環境整備事業への参加を予定する者の総数及びその内訳を記載した書面
- 6 当該情報通信環境整備事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 7 当該情報通信環境整備事業に要する経費の負担に関する事項及び当該情報通信環境整備事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
- 8 当該情報通信環境整備事業に係る業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

土地改良区

理事長 氏名

印

情報通信環境整備事業計画変更認可申請書

年 月 日付け山梨県指令耕第 号で許可を受けた情報通信環境整備事業の計画を変更したいので認可されたく、土地改良法第57条の10の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 当該情報通信環境整備事業計画の変更の事由を記載した書面
- 2 情報通信環境整備事業変更計画書
- 3 土地改良法第57条の10において準用する同法第57条の9第1項の議決に係る総会の議事録の謄本
- 4 土地改良法第57条の10において準用する同法第57条の9第2項において準用する同法第57条の4第3項の協議が調ったことを証する書面
- 5 計画変更後に行う情報通信環境整備事業への参加を予定する者の総数及びその内訳を記載した書面
- 6 計画変更後に行う情報通信環境整備事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面
- 7 計画変更後に行う情報通信環境整備事業に要する経費の負担に関する事項及び当該情報通信環境整備事業への参加に係る契約に関する事項を記載した書面
- 8 計画変更後に行う情報通信環境整備事業に係る業務の執行及び会計の経理に関する事項を記載した書面

年 月 日

山梨県知事 殿

	住所		
	土地改良区		
理事長	氏名	(代表)	印
	住所		
	土地改良区		
理事長	氏名		印

連携管理保全事業施行認可申請書

連携管理保全事業を施行したいので認可されたく、土地改良法第57条の11第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 連携管理保全事業計画書
- 2 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
- 3 土地改良法第57条の11第1項の議決に係る総会の議事録の謄本
- 4 土地改良法第57条の11第4項の規定により同法第57条の14第1項に規定する協議会又は同法第57条の11第4項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面
- 5 土地改良法第57条の11第3項第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、土地改良法施行規則第48条の9において準用する同令第48条の5第4号から第7号までに掲げる書面
- 6 土地改良法第57条の11第3項第2号に掲げる事項を定める場合にあつては、土地改良法施行規則第50条第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書面

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
土地改良区
理事長 氏名 (代表) 印
住所
土地改良区
理事長 氏名 印

連携管理保全事業計画変更認可申請書

年 月 日付け山梨県指令耕第 号で許可を受けた連携管理保全事業の計画を変更したいので認可されたく、土地改良法第57条の13の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 連携管理保全事業変更計画書
- 2 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
- 3 土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第1項の議決に係る総会の議事録の謄本
- 4 土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第4項の規定により同法第57条の14第1項に規定する協議会又は同法第57条の11第4項に規定する者の意見を聴いたことを証する書面
- 5 土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第3項第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、土地改良法施行規則第48条の9において準用する同令第48条の5第4号から第7号までに掲げる書面
- 6 土地改良法第57条の13において準用する同法第57条の11第3項第2号に掲げる事項を定める場合にあつては、土地改良法施行規則第50条第2項各号（第7号を除く。）に掲げる書面

第十六号様式の次に次の二様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

土地改良区

理事長 氏名

印

所属土地改良区の合併に伴う解散認可申請書

所属土地改良区の合併に伴い土地改良区を解散したいので認可されたく、土地改良法第83条の2第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該申請に係る土地改良区連合の所属土地改良区がなくなつたことを証する書面
- 2 土地改良法第83条の2第2項の議決に係る総会の議事録の謄本
- 3 土地改良法第41条第1項の規定により債権者の同意を要するときはその同意があつたことを証する書面（その同意が得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
土地改良区
理事長 氏名 印

所属土地改良区の合併に伴う承継認可申請書

所属土地改良区の合併に伴い土地改良区の権利義務を承継したいので認可されたく、土地改良法第83条の2第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかに当該申請に係る土地改良区連合の所属土地改良区がなくなったことを証する書面
- 2 変更後の定款
- 3 土地改良法第83条の2第3項の議決に係る総会の議事録の謄本
- 4 土地改良法第41条第1項の規定により債権者の同意を要するときはその同意があつたことを証する書面（その同意が得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）

第十九号様式(その二)中「第95条第2項に」と「第95条第3項に」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番